

## 第 1 1 回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成 2 5 年 2 月 8 日（金）大阪合同庁舎第 2 号館 8 階 第 1 会議室	
委員（敬称略）	委員長 玉井 金五 大阪市立大学大学院経済学研究科教授 委員 岩本 洋子 弁護士 委員 岩寄 理致 税理士	
審査対象期間	平成 2 4 年 4 月 1 日～平成 2 4 年 9 月 3 0 日契約締結分	
抽出案件	5 件 内訳 (物品・役務) ・競争入札案件で参加者が 1 者しかないもの 2 件 ・競争入札案件で契約金額が最も高額なもの 1 件 ・競争入札案件で落札率が低いもの 1 件 ・企画競争で応募者が 1 者しかないもの 1 件	
報告案件	0 件 (備考)「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	5 件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回 答
「設置要綱第 6 条に基づき抽出された審議案件の審議」	
<p>【審議案件 1】競争入札案件で参加者が 1 者しかないもの            (競争入札) 大阪労働局における環境衛生管理及び機械設備保守業務            (契約の概要) 環境衛生管理及び機械設備保守業務</p>	
意見・質問	回 答
審議案件の 1 番について、説明者より入札契約 手続等説明をしてください。	審議案件の 1 番は、大阪労働局における環境 衛生管理及び機械設備保守業務について、一般 競争入札を実施したものです。

環境衛生管理業務とは、大阪中央労働総合庁舎の延べ床面積が3,000㎡以上の建物であり特定建築物に該当するため、建築物環境衛生技術者の選任を行い、建物の環境衛生を良好な状態に維持するための業務です。

機械設備保守業務とは、中央制御方式による空調設備を導入している監督署と安定所において、冷暖房の切替作業と保守点検を行なう業務です。

これらの業務については、ビル設備の保守業者であれば、両業務を行なうことが可能であると判断したため一括して入札を行いました。

予定価格は、国土交通省の建設基準・建築保全業務労務単価及び過去の同様の契約実績に基づき算出しています。

入札参加資格は、予定価格より「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のC等級となり、より多くの参加を募るため、直近上位及び下位のB等級D等級も加えて実施しました。入札は、1者のみの参加でした。

昨年度までは、大阪中央労働総合庁舎における環境衛生管理業務と機械設備保守業務について入札を実施し、機械設備保守業務については、前期は空調設備のメーカーごとに随意契約をし、後期は一括入札を行いました。今年度からは、スケールメリットを考え、年間業務を一括して入札を行いました。結果としては、1者入札となっております。要因としては、昨年度の環境衛生管理業務と機械設備保守業務の入札は2者、機械設備保守業務の後半に実施した入札は5者の参加があったことから、今回も複数の参加を見込んでいましたが、結果として1者の参加になったものです。

入札説明書を交付した業者に、参加しなかった理由を確認したところ、環境衛生管理業務における建築物環境衛生技術者の選任にあたり、その有資格者が比較的少なく、また一人で複数の施設を兼務できず、建築物環境衛生技術者の確保が難しいということから参加ができなかったということでした。

<p>スケールメリットを生かした入札の実施ということは分かりました。また、一方で、建築物環境衛生技術者の確保が難しいということからすれば、環境衛生管理業務と機械設備保守業務について、一緒にしたということについて少し疑問を感じました。</p> <p>両業務を分けていれば参加者が増えたのでしょうか。</p>	<p>業務内容的に、ビルの保守業者であれば両業務が可能と考え一括して入札を行いましたが、来年度については、環境衛生管理業務と機械設備保守業務を切り離して、入札を行うことも検討します。</p>
<p><b>【審議案件 2】 競争入札案件で参加者が 1 者しかないもの</b>  (競争入札) 大阪労働局における昇降機点検及び保守業務  (契約の概要) 昇降機点検及び保守業務</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件 2 番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>審議案件 2 番は、大阪労働局における昇降機点検及び保守業務について、一般競争入札を実施したものです。</p> <p>契約の概要は、労働基準監督署及び公共職業安定所等に設置しているエレベーター全 9 箇所について、事故等を未然に防止する必要から点検及び保守業務を行っているものです。</p> <p>予定価格は、建築保全業務労務単価等を基に積算しています。</p> <p>入札参加資格は、予定価格より「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」の C 等級となり、2 位上位の A 等級 B 等級を加えて実施しました。上位の A 等級 B 等級を加えた理由としては、平成 22 年度は入札が不調となり、平成 23 年度は 1 者入札であったことから、より多くの参加を募る必要があったからです。</p> <p>入札の結果は、昨年度と同一業者の 1 者のみの参加でした。</p>
<p>1 者が 9 箇所全てを保守管理しているのですか。</p>	<p>従来は、設置エレベーターの製造メーカーごとの随意契約により保守契約を締結していましたが、制御プログラムや電子基盤等以外については、製造メーカー以外の業者でも保守が可能と判断し、平成 20 年度より 9 箇所を一括して一般競争入札を行い、保守管理をしています。</p>

<p>なぜ、1者のみ参加だったのでしょうか。</p>	<p>以前から、エレベーター保守に関しては応札者が少なかったことから、入札説明書等を取りに来られた業者に不参加の理由を確認したところ、国内のエレベーター設置状況については、5つのメーカーで国内シェア90%以上を占めているようで、5つのメーカー以外のエレベーターの保守が含まれると、部品の在庫を抱えたり迅速に調達することが難しく、入札参加したとしても価格で勝負ができないといった話も聞いています。</p> <p>大阪労働局の庁舎に設置されているエレベーター9箇所の内6箇所が5つのメーカー以外となっていることもあり、多数者が入札に参加できない要因のひとつと考えています。</p>
<p>9箇所まとめて一般競争入札を行ったことによるスケールメリットはあったのでしょうか。</p> <p>エレベーターのメーカーが混在すると保守業務が難しいのでしょうか。</p>	<p>結果的には、随意契約を締結していた時と、あまり金額差はありませんでした。</p> <p>業務内容としては、一部の調整はメーカーに聞かないと保守業者では対応できない時があると近畿地方整備局から聞いていましたので、そういった時は、メーカーに整備させるよう仕様書に示しています。</p>
<p>当初はメーカーごとの随意契約だったのですね。そのメーカーごとの随意契約が一般競争入札形式に移行するだけでも一つの方法ですので、最低でも2者が参加して競争させた上で契約することが望ましいと思いますので、業界の情報収集等に努めてください。</p>	<p>結果的にメーカー系列ごとの契約となるかもしれませんが、1者のみと契約するよりも安くなる可能性もあります。</p> <p>予定価格が低くても一般競争入札はできますので、そのような方法も検討します。</p>
<p><b>【審議案件3】競争入札案件で契約金額が最も高額なもの</b></p> <p>(随意契約) 事務用消耗品等の購入</p> <p>(契約の概要) 事務用消耗品等の購入契約</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件3番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>大阪労働局、各監督署、安定所において平成24年度に使用する事務用消耗品等の購入について、スケールメリットを活かしコストを削減させるため、事務用消耗品等の単価による一般競争入札を実施したものです。</p> <p>単価契約については、厚生労働省行政効率化推進計画により、コピー用紙・トナー類・文具</p>

	<p>用品類の消耗品の調達については「単価契約を行うこと」と、その方向性が示されていますので、大阪労働局においても平成22年度から単価契約による調達を行っています。</p> <p>単価契約による経費の削減効果については、単価契約に変更した平成22年度の支払金額が、対前年度比で約11%減少していますので、効果は高いと考えています。</p> <p>予定価格については、平成23年度の入札実績等から定価比率を算出し、個々の定価に乗じることにより積算しています。</p> <p>入札参加資格は、予定価格より「物品の販売」のA等級となり、より多くの参加を募るためB等級C等級を加えて入札を実施しました。</p> <p>4者が参加し、3者が予定価格内となり、最低価格の応札者と契約締結しました。</p>
<p>単価契約を行ったことで、金額が11%減少していることと、応札業者も4者が参加し競争性は認められると思います。入札参加資格も、大手の業者だけでなくC等級まで加えて対応しているということで、良い契約方法であると思います。</p> <p>一括して発注することにより、職員から必要な物が揃わないとか、実務上の問題はありますか。</p>	<p>単価契約は560品目で、品目の内容については、毎年度見直しをしています。具体的には、単価契約以外のものが必要となった場合は、単価契約の品目に加え、また不要となった場合は、品目から外すものもあります。毎年見直していますので、必要最低限のものを品目としています。また、その発注は、四半期毎に各現場の在庫数も確認をした上で行っていますので、無駄も大幅に省けていると考えています。</p>
<p>品目に無いものがあったとしても、見直しをされているということですね。</p>	<p>見直しする品目についても、より良い製品が出たとか、より効率的に業務が出来ることなどを考慮して毎年見直しています。</p>
<p>一番高そうな品目が得意だったら、入札価格を下げられる。そういう意味では、大きな金額になるところだけを一纏めで抜き出すと、違う結果になるのでしょうか。</p>	<p>その仕訳は非常に難しいところです。</p> <p>落札業者が、毎年変わっていることから考えますと、業者によって落札するための力の入れ具合で変わってくるのかと思います。</p>
<p>予定価格について、定価比率を乗じて積算することですが、この定価比率はどのように算出しているのですか。</p>	<p>前年度の応札額で、予定価格内であった応札額の平均を求め、それを定価で除して定価比率を算出しています。</p>
<p>定価比率は、560品目毎の単価で算出しているのですか。</p>	<p>前年度の応札額の平均ですので、品目毎ではありません。品目毎の定価に前年度発注数（予定数量）を乗じ、更に定価比率を乗じて合算し予定価格としています。</p>

<p>定価比率も品目毎に違ってくると思いますし、使用頻度等も加味したところで反映させていく必要もあると思います。</p>	<p>実際560品目ごとの定価比率となると事務量が膨大になってきますが、より適正な予定価格の算出方法として、意識をしていかなければならないとは思いますが。</p>
<p>金額の大きい品目から並べていき、560品目は無理でも、単価の高い品目で、単品でも一般競争入札できるぐらいのものは単品で入札してみるなど、そういう観点で見ていくのも一つの方法ですね。</p>	<p>ご意見を参考に、検討します。</p>
<p><b>【審議案件4】競争入札案件で落札率が低いもの</b>  (随意契約) 来客者用椅子のクリーニング業務委託  (契約の概要) 来客者用椅子のクリーニング業務の委託</p>	
<p>審議案件4番につきまして、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>ハローワーク及びその出先機関は年に2回、労働基準監督署は年に1回、通常の清掃作業では補えない座面等の汚れ、衛生上の観点、利用者サービスの向上を目的として、来客者用椅子のクリーニングを実施しています。特にハローワークは、施設の規模により違いもありますが、毎日500人から1,000人以上の方がご利用いただいていますので、来客者用椅子のクリーニングは不可欠なものと考えています。</p> <p>予定価格については、インターネット等により市場調査した椅子の種類ごとの単価を基に平均単価を算出し、過去の入札実績の予定価格に対する平均入札額の割合を乗じて、予定価格単価を求めて積算しています。</p> <p>入札参加資格は、予定価格より「役務の提供等」のC等級となり、より多くの参加を募るため、直近のB等級D等級を加えて実施し、4者が参加しました。</p>
<p>監督署は年1回で、ハローワークは年2回ですか。業務内容とその必要性についてもう少し説明してください。</p>	<p>来客者用椅子に限定したクリーニングであり、仕様書の内容としては、布地の椅子であれば、クッション内部まで洗剤を浸透させてブラッシングのうえ汚れを吸い取る常温高压洗浄方式や汚れがひどい部分の染み抜き等を示しています。</p> <p>ハローワークについては、来庁者数が非常に多いということで2回行っております。日によ</p>

	<p>っては1,000人以上来庁され、年間では何十万人にもなりますので、椅子の座面や手で持つところなどの汚れは酷くなります。多くの方が利用されているという労働行政の特殊性と利用者サービスの観点から必要であると考えます。</p>
<p>最初にこの契約を見たときには、職員で出来ないのかと思ったのですが、毎日多くの方が来られるところで、職員に椅子掃除してくださいというのは難しいですね。むしろ、役所は、古い建物や古い機材をずっと使っているけれども、このようにメンテナンスをして物を大事にしているのだなと思いました。</p>	<p>今後については、利用者サービスの観点から全てというわけにはいきませんが、メンテナンスに手がかからない材質の椅子を購入することを検討していきます。</p>
<p><b>【審議案件5】企画競争で応募者が1者しかないもの</b>  (随意契約) 平成24年度若年者地域連携事業  (契約の概要) 若年者地域連携事業の委託</p>	
<p>審議案件5番につきまして、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>本事業は、若年者に対するカウンセリングや各種情報提供等の一連の就職関係サービスをワンストップで提供するサービスセンター、いわゆるジョブカフェと連携し、大阪府域の実情に応じた企業説明会や各種セミナー等の事業を民間団体に委託して実施しています。</p> <p>企画競争により委託先を選定しているのは、画一的な事業を実施するのではなく、大阪府域の実情に応じた事業を実施する必要があることに加えてジョブカフェで実施する他事業とも連携する必要があること等から、ノウハウを有する民間事業者等に対して一定の条件下で企画書の提出を求め、当該事業の目的に最も合致した優秀な企画書を提出した者を契約相手方としています。また、競争性を高めるために、企画競争に係る説明会を実施し、仕様書を取りに来られた業者7者のうち説明会には6者が参加しました。ただこの事業については、都道府県の実情に応じた事業であることが大前提となりますので、大阪府の推薦が一つの要件となっています。</p> <p>結果的には1者のみの企画書の提出となり、</p>

	<p>大阪労働局企画審査委員会の選定を経て、契約の目的が競争を許さないことから会計法に基づき随意契約を行いました。</p> <p>予定価格の積算は、実施計画書及び事業費積算内訳が、審査委員会により認められた各種事業を履行するにあたり、過去の実績等に照らし適正であると判断したことから、同額を予定価格としています。</p>
<p>説明会に6者参加していますが、最終的に1者となったと考えられる理由は何ですか。それは大阪府の推薦ともかかわっているのですか。</p> <p>また、この事業は継続して行われているのですか。時代の変化を反映させ、新しい企画なりが組み込まれてきているのでしょうか。</p>	<p>1者のみの応札となったことについては、大阪府が運営しているジョブカフェとの連携をするというのがこの事業の重要な部分の一つになっており、ジョブカフェとの連携という部分で、大阪府の推薦を得られなかったのかもしれない。大阪府には、複数者推薦をしていただきたいと、強く申し入れは行っていますが、結果として1者の推薦でした。</p> <p>事業自体は平成16年度から実施していますが、事業内容は厚生労働本省で計画しており、24年度の実施にあたっては、中小企業の職場見学会を必須にする等、事業内容は変わってきています。</p>
<p>ジョブカフェについて説明してください。</p>	<p>このジョブカフェは、平成16年度から全国的に設置されており、政府の新成長戦略にもあるように、若年者の就業率を上げていかなければならないということから、ハローワークも含めた全ての若年者への就労支援を総動員して、就業率を上げていこうという施策のもとに作られている施設がジョブカフェで、事業内容としては、就労に至らない方などに、事前のカウンセリングを行い、就労の現場まで出てきていただけるようにすることを目的としている施設です。</p>
<p>今回抽出しました5件を審議いたしました。すべて適正であると判断いたします。</p>	